

第115期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

場所 東京都北区王子三丁目23番2号
当社本社会議室

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ お間違えのないようご注意ください。

【新型コロナウイルス感染症予防について】

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会会場において、感染予防措置を講じる場合がありますのでご協力のほどお願い申し上げます。
- ・ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第115期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役10名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

(証券コード 4619)
2021年6月2日

株 主 各 位

東京都北区王子三丁目23番2号

日本特殊塗料株式会社

代表取締役社長 田 谷 純

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁および4頁の「議決権行使のご案内」にしたがって、2021年6月23日（水曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都北区王子三丁目23番2号
当社本社会議室
※ 開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上


- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nttoryo.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、連結計算書類および計算書類として、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表も監査しております。
- ◎ 招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正する必要がある場合は修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nttoryo.co.jp>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

＜株主様へのお願い＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会会場において、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の配備等の感染予防措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記の対応を更新する場合がございます。また、株主総会運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.nttoryo.co.jp>) にてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**書面（郵送）で
議決権を
行使する方法**

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時20分到着分まで




**インターネット
で議決権を
行使する方法**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時20分入力完了分まで



**株主総会に
ご出席する
方法**

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月23日（水曜日）の午後5時20分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、ポケット通話料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

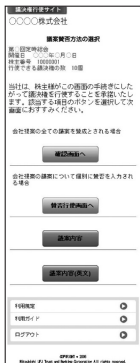
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

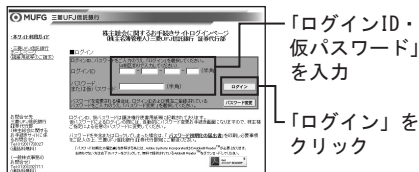
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

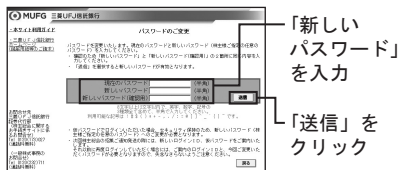
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益体質の強化およびキャッシュ・フローを重視した健全な財務内容の維持により、株主の皆様への利益還元の充実を図ることを経営上の重要課題と位置付けております。

一方、当社グループの事業を取り巻く経営環境は、価格競争に加えて環境対策等の高付加価値塗料の開発競争激化、電動化をはじめとした自動車の技術革新、自動車生産のグローバル化の進展といった大きな変化の中にあり、当社が将来にわたり競争力を確保し、収益の向上を図るためには、新製品や新技術等への研究開発投資・設備投資、グローバルで技術力・生産力を高める海外事業への投資、さらにはその礎となる人材への投資等を積極的かつ継続的に行っていく必要があります。

したがって、利益配分につきましては、中長期的な経営計画に基づき、安定配当の維持とこのような戦略的な投資に向けた内部資金の充実を中心に据えながら、財政状態、利益水準および配当性向等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金21円 総額457,706,613円
この結果、中間配当を含めました当期の配当は、1株につき38円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終了の時をもって任期満了となります。

つきましては、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るべく、取締役10名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当	候補者属性
1	の じま まさ ひろ 野 島 雅 寛	代表取締役会長 最高経営責任者（CEO）	再任
2	た や じゅん 田 谷 純	代表取締役社長 最高執行責任者（COO） 最高財務責任者（CFO） 業務本部長	再任
3	おん だ ひ しろ し 遠 田 比 呂 志	常務取締役 自動車製品事業本部長	再任
4	やま ぐち ひさ や 山 口 久 弥	取締役 法務室長 法令遵守室長	再任
5	やす い よし ひこ 安 井 芳 彦	取締役 海外事業部長	再任
6	ど い よし ひこ 土 井 義 彦	取締役 塗料事業本部東日本エリア営業統括	再任
7	すず き ひろ し 鈴 木 裕 史	取締役 塗料事業本部長	再任
8	なか むら しん 中 村 信	取締役 自動車製品事業本部生産（製造）統括	再任
9	な ら みち ひろ 奈 良 道 博	取締役	再任 社外 独立
10	や べ こう ぞう 矢 部 耕 三	取締役	再任 社外 独立

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	<div data-bbox="191 338 262 379" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>の じま まさ ひろ</small> 野 島 雅 寛 <small>(1945年5月1日生)</small>	1969年4月 当社入社 1990年3月 当社自動車製品事業本部技術部長 1995年3月 当社自動車製品事業本部副本部長 1997年3月 当社塗料事業本部副本部長 1997年6月 当社取締役 1998年6月 当社塗料事業本部長 2002年11月 当社常務取締役 2005年6月 当社代表取締役社長 2008年4月 当社開発本部長 2013年6月 当社代表取締役会長（兼）最高経営責任者（CEO）（現任） （重要な兼職の状況） UGN, Inc. 代表取締役会長 日特固（広州）防音配件有限公司 董事長 天津日特固防音配件有限公司 董事長 武漢日特固防音配件有限公司 董事長	94, 100株
【取締役候補者とした理由】 2005年より代表取締役社長として、また現在は代表取締役会長として、長年にわたり当社グループ成長の礎となる事業基盤の構築・拡大に大きく貢献し、グループ全体の企業価値向上に重要な役割を果たしてまいりました。当社の主要事業を含め経営全般にわたっての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> た や じゆん 田 谷 純 (1953年3月3日生)	1976年4月 株式会社三菱銀行入行 2005年1月 当社入社 業務本部財務部長 2005年4月 当社業務本部副本部長 2005年6月 当社取締役 2007年4月 当社業務本部長（現任） 2007年4月 当社法令遵守室長 2009年6月 当社常務取締役 2013年6月 当社最高財務責任者（CFO）（現任） 2015年6月 当社代表取締役専務 2019年6月 当社代表取締役社長（兼）最高執行責任者（COO）（現任） （重要な兼職の状況） 日晃工業株式会社 代表取締役会長 ニットク商工株式会社 代表取締役社長 株式会社ニットク保険センター 代表取締役社長 富士産業株式会社 代表取締役社長	28, 100株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>業務本部において、高い専門性を活かして経営全般の課題に取り組むとともに、2019年からは代表取締役社長として、当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たしてまいりました。財務・会計に関する高い知見に加え、コーポレート・ガバナンスにも精通し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>おん だ ひろし</small> 遠田 比呂志 (1959年2月8日生)	1983年4月 当社入社 2000年4月 当社自動車製品事業本部設計部長 2008年4月 当社自動車製品事業本部副本部長 2009年3月 当社原価管理部長 2009年7月 当社執行役員 2010年4月 当社購買部長 2012年6月 当社取締役 2017年4月 当社自動車製品事業本部長（現任） 2018年4月 当社自動車製品事業本部設計部長 2018年6月 当社常務取締役（現任） 2019年4月 当社自動車製品事業本部生産技術部長 （重要な兼職の状況） 大和特殊工機株式会社 代表取締役社長 株式会社ニットクシーケー 代表取締役社長	15,300株
【取締役候補者とした理由】 自動車製品事業部門を中心に要職を歴任するとともに、購買や原価管理部門を担当し、幅広い知識・経験を活かして、事業の長期的拡大と収益力強化に大きく貢献してまいりました。事業の根幹への深い理解に加え、原価管理をベースに財務面を含めた幅広い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としております。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>やま ぐち ひさ や</small> 山口 久弥 (1958年9月16日生)	1982年4月 当社入社 2000年4月 当社自動車製品事業本部技術部長 2008年4月 当社自動車製品事業本部副本部長 2009年7月 当社執行役員 2010年4月 当社開発本部長 2011年4月 当社愛知工場長 2012年6月 当社取締役（現任） 2020年4月 当社法務室長（兼）法令遵守室長 （現任）	11,200株
【取締役候補者とした理由】 自動車製品事業部門を中心に要職を歴任し、製造部門・開発部門での豊富な業務経験を有することに加え、知財・法務に関する知識・経験を活かして当社の企業価値向上に貢献してまいりました。コンプライアンスやガバナンスへの高い見識も有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やす い よし ひこ 安井 芳彦 (1956年3月29日生)	1980年4月 当社入社 2003年4月 当社自動車製品事業本部第1技術部長 2006年4月 当社海外事業部長 2008年4月 当社中国・アセアン業務室付部長 日特固(広州)防音配件有限公司出向 2009年7月 当社執行役員 2013年4月 当社海外事業部長(兼)中国・アセアン業務室長 2014年6月 当社取締役(現任) 2015年4月 当社海外事業部長(現任)	11,420株
【取締役候補者とした理由】 2006年に海外事業部長に就任し、長年にわたって当社の海外事業、また自動車製品事業の成長を牽引してまいりました。海外勤務を含め豊富な業務経験と見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としております。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ど い よし ひこ 土井 義彦 (1961年10月16日生)	1980年4月 当社入社 2002年4月 当社塗料事業本部東京営業所長 2010年4月 当社塗料事業本部副本部長 2012年7月 当社執行役員 2013年4月 当社塗料事業本部東日本エリア 営業統括(現任) 2017年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ニットクメンテ株式会社 代表取締役社長	9,200株
【取締役候補者とした理由】 2002年より塗料事業本部東京営業所長として、また2013年からは同東日本エリア営業統括として、主に塗料事業の営業部門を牽引し、収益拡大に貢献してまいりました。豊富な業務経験と高い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>すず き ひろ し</small> 鈴木 裕 史 (1962年9月16日生)	1985年4月 当社入社 2006年4月 当社開発本部第1技術部長 2016年4月 当社塗料事業本部副本部長 (兼) 当社平塚工場長 2017年4月 当社執行役員 2017年4月 当社塗料事業本部工場統括 (兼) 当社平塚工場長 2019年6月 当社取締役 (現任) 2019年6月 当社塗料事業本部長 (現任)	5,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 開発部門において塗料製品開発を主導してきた経験を踏まえ、製品生産（製造）部門、さらに塗料事業全体を統括する立場から、同事業の収益拡大に貢献してまいりました。豊富な業務経験と見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としております。</p>			
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>なか むら しん</small> 中村 信 (1964年3月9日生)	1987年4月 当社入社 2010年7月 当社中国・アセアン業務室付部長 武漢日特固防音配件有限公司出向 2015年4月 当社海外事業部付部長 武漢日特固防音配件有限公司出向 2017年4月 当社執行役員 2018年4月 当社愛知工場長 2019年4月 当社自動車製品事業本部生産（製造） 統括（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社タカヒロ 代表取締役社長 武漢日特固防音配件有限公司 総経理 武漢日特固汽车零部件有限公司 董事長	1,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 中国子会社の収益拡大の経験を礎として、自動車製品の生産（製造）部門を幅広く統括する立場で、自動車製品事業の収益拡大を牽引してまいりました。海外勤務を含め豊富な業務経験と見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> な ら みち ひろ 奈 良 道 博 (1946年5月17日生)	1974年4月 弁護士登録 2003年6月 半蔵門総合法律事務所パートナー (現任) 2004年6月 当社社外監査役 2006年4月 日本弁護士連合会副会長 2006年4月 第一東京弁護士会会長 2014年6月 王子ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2016年6月 蝶理株式会社社外取締役 (監査等 委員) 2016年6月 セイコーエプソン株式会社社外取締役 (監査等委員)	23,100株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上場企業の社外役員として培われた豊富な経験に加え、弁護士としての専門的見地から、当社の経営戦略に対する適時適切な助言・提言をいただいております。同氏には、こうした経験を活かし、当社経営に対する適切な監督と客観的な助言、さらに当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献していただくことを期待し、引続き社外取締役候補者としております。</p>			
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">独立</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> や べ こう ぞう 矢 部 耕 三 (1962年1月22日生)	1991年4月 弁護士登録 2000年8月 イリノイ大学法科大学院非常勤 教授 (現任) 2001年1月 ユアサハラ法律特許事務所パート ナー (現任) 2002年4月 弁理士登録 2005年9月 中央大学大学院法務研究科 (法科 大学院) 客員講師 2009年4月 弁理士試験審査委員 2010年6月 一般社団法人日本国際的財産 保護協会業務執行理事 (現任) 2017年6月 当社社外取締役 (現任)	1,600株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士・弁理士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、当社経営に対する適時適切な助言・提言をいただいております。同氏には、こうした経験を活かし、当社経営に対する適切な監督と専門的・客観的な助言、さらに当社のコーポレート・ガバナンスの充実に貢献していただくことを期待し、引続き社外取締役候補者としております。</p>			

(注) 1. 特別の利害関係に関する事項は、次のとおりであります。

- (1) 候補者野島雅寛氏は、UGN, Inc. の代表取締役会長ならびに日特固（広州）防音配件有限公司、天津日特固防音配件有限公司、および武漢日特固防音配件有限公司の董事長を兼任しており、当社はこれら各社との間に製品等の取引関係があります。
 - (2) 候補者田谷純氏は、日晃工業株式会社の代表取締役会長ならびにニットク商工株式会社、株式会社ニットク保険センターおよび富士産業株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社はこれら各社との間に製品等の取引関係があります。
 - (3) 候補者遠田比呂志氏は、大和特殊工機株式会社、および株式会社ニットクシーケーの代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間に製品等の取引関係があります。
 - (4) 候補者土井義彦氏は、ニットクメンテ株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社との間に製品等の取引関係があります。
 - (5) 候補者中村信氏は、株式会社タカヒロの代表取締役社長、および武漢日特固汽車零部件有限公司の董事長を兼任しており、当社は同社との間に製品等の取引関係があります。
 - (6) 他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約に関する事項は、次のとおりであります。
当社は奈良道博、矢部耕三の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 奈良道博、矢部耕三の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 当社は、奈良道博、矢部耕三の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、両氏は引続き独立役員になる予定であります。
 - (3) 奈良道博、矢部耕三の両氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって奈良道博氏は6年、矢部耕三氏は4年であります。なお、奈良道博氏は2004年6月から2014年6月までの10年間、当社の社外監査役でありました。
4. 役員等賠償責任保険契約に関する事項は、次のとおりであります。
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
たなか こういちろう 田中 耕一郎 (1965年7月6日生)	1987年10月 サンワ・等松青木監査法人（有限責任監査法人トーマツ）入所 1991年3月 公認会計士登録 2003年12月 監査法人トーマツ コーポレートファイナンス部（現デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社）パートナー・執行役員 2005年2月 税理士登録 2014年7月 田中総合会計事務所設立 所長（現任） 2017年3月 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役（現任） 2018年6月 一般財団法人日本自動車研究所監事（現任） 2020年6月 株式会社有沢製作所社外監査役（現任） 2021年3月 センクス監査法人代表社員（現任）	1,000株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

公認会計士、税理士としての財務・会計に対する幅広い知識、大手監査法人や他の上場企業等における豊富な経験を当社の監査体制に反映し、独立公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引続き補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田中耕一郎氏が当社の監査役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 田中耕一郎氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。田中耕一郎氏が監査役に就任した場合、同氏はD&O保険の被保険者となる予定であります。当社は、本議案に係る補欠監査役の選任が効力を有する間に、取締役会において決議のうえ、当該D&O保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月21日開催の第113期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の上限数、割当ておよび払込みに関する事項

本制度は、対象取締役に對して、譲渡制限付株式の付与のための報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

譲渡制限付株式の割当てのために発行または処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、当社取締役会において決定いたします。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび以下2. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

2. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）は、以下の内容を含むものといたします。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分行為をすることができない。

（２）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」という。）継続して、上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記（１）の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の株および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（１）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。上記に規定する場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

3. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対して譲渡制限付株式を付与するものであります。

また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議の日の前営業日（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日）時点の時価で評価した金額は本総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.4%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.2%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、当社は、本議案をご承認いただくことを条件に、従前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（その概要は事業報告28頁に記載しております。）を、本議案の内容に沿った形で変更することを予定しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動は大きく停滞し、景気の低迷は大変深刻な状況となりました。第2四半期以降、一部経済活動の再開による持ち直しの動きが見られたものの、同感染症の拡大傾向は継続し、緊急事態宣言が再発令されるなど依然として予断を許さない状況で推移いたしました。

また、当社の主要事業である塗料関連・自動車製品関連の両事業におきましても、環境規制の強化や様々な新技術の導入が急速に進展する中、新型コロナウイルス感染症の拡大が市場全体に大きな影響を及ぼし、事業環境の変化が大変大きな1年となりました。

こうした状況のもと、当社グループは、徹底した感染症拡大防止策を講じながら、売上規模の確保・拡大と収益基盤の強化に努めるとともに、持続的な成長に向けた新技術・新製品の開発やデジタル技術活用等による事業基盤の充実にも力を注ぎ、企業価値向上を図ってまいりました。

当連結会計年度における売上高は、主に自動車製品関連事業の減収により480億4百万円（前期比16.1%減）となりました。

損益面につきましては、一部原材料の価格低下に加え、原価低減活動・経費低減策に積極的かつ継続的に取り組んだものの、売上高の減少幅が大きく、営業利益は8億5千8百万円（前期比69.6%減）となりました。また、為替差益や持分法による投資利益の計上等により、経常利益は24億3百万円（前期比44.1%減）、投資有価証券売却に伴う特別利益の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は13億1百万円（前期比43.9%減）となりました。

事業のセグメント別状況

[塗料関連事業]

当セグメントの業績につきましては、感染症拡大防止のための営業活動自粛や工事の一時中止・工期変更等の継続的な影響が大きく、原材料価格低下、収益改善策徹底等の効果は一部にとどまりました。

品種別売上高につきましては、防水材は前期並みを確保したものの、建築・構築物用塗料は全般に低調に推移し、工事関連売上の集合住宅大規模改修工事についても前期を大きく下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は148億4千6百万円（前期比8.3%減）、セグメント利益は1億9千9百万円（前期比28.0%減）となりました。

[自動車製品関連事業]

当セグメントにつきましては、年度後半にかけて、主に中国市場における需要回復や原材料価格低下、収益改善策徹底等の効果から、収益は回復基調に向かったものの、第2四半期連結累計期間において、主要顧客である自動車メーカーの生産台数減少に加え、中国・武漢市にあります連結子会社が感染症拡大防止のための一時的な工場稼働停止を行ったこと等の影響が大きく、業績は前期を大きく下回る結果となりました。

品種別売上高につきましては、上記の理由に加え、市場構造・製品構成の変化等から、防錆塗料等の塗材、吸・遮音材、制振材、金型等その他売上はいずれも前期を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は331億4千3百万円（前期比19.1%減）、セグメント利益は6億5千万円（前期比74.4%減）となりました。

[その他]

保険代理業の売上高は1千5百万円（前期比8.6%増）となりました。

(注) 各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高消去後の数値を記載しております。

セグメント別売上高

(百万円未満切捨表示)

区分	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
塗料関連事業	百万円 16,191	% 28.3	百万円 14,846	% 30.9	百万円 △1,345	% △8.3
自動車製品関連事業	40,985	71.7	33,143	69.0	△7,841	△19.1
その他	13	0.0	15	0.0	1	8.6
合計	57,191	100.0	48,004	100.0	△9,186	△16.1

(注) 1. 「売上高」は外部顧客に対する売上高を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(2) 設備投資および資金調達状況

設備投資につきましては、国内外において、主に自動車製品関連事業での新規受注に伴う生産能力の増強や生産性の向上に向けた投資を行った結果、当連結会計年度における設備投資の総額（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）は43億5百万円となり、前期比5億8千7百万円増加いたしました。

投資内訳としましては、生産設備関連に35億7千5百万円、生産設備以外に7億3千万円の資金を投入いたしました。

生産設備の主な内容は、自動車製品関連事業の吸・遮音材他、生産設備の増強および更新に19億6千1百万円、金型の製作投資10億6千7百万円、塗料関連事業の製造設備の増強および更新に5億2千万円となっております。

生産設備以外の主な内容は、研究開発部門における新製品開発のための試験機器等の取得であります。

なお、必要資金は一部銀行借入による調達を除き、内部留保をもって充当しております。

(3) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、その収束時期は未だ不透明であり、国内外の景気の先行きは予断を許さない状況が続いております。

当社におきましては、塗料関連事業においては、企業収益・個人消費の低迷や感染症拡大防止のための工期延期等の影響が一定程度継続する中、市場競争は一層激化し、原材料価格の高騰等によるコスト増加も加わって、事業環境は厳しい状況が続くことが見込まれます。

自動車製品関連事業においては、半導体不足等の影響が懸念されるものの自動車の生産台数は回復し、当面は市場の堅調な回復が見込まれる一方、原材料価格高騰等のコスト増加要因、サプライチェーンの強化・安定化等への対応が急務となっております。また、中長期的には、自動化や電動化、さらには地球温暖化等の環境問題対応の重要性が急拡大しており、市場環境は大変大きな変革期を迎えております。

こうした経営環境のもと、当社グループは、新たな市場・事業領域への展開を含めた販売力強化とともに、徹底した原価改善、デジタル技術の活用による業務効率化・合理化を進めて（DX推進）生産性を改善し、安定的な収益基盤の構築に努めてまいります。また、市場ニーズの変化・多様化を見据えた「技術のニットク」の進化、国内外のグループ協力体制やサプライチェーンの強化・安定化、製造業の基本である安全・品質・環境への取り組みに加え、CSRやSDGsといった社会課題への取り組みの推進により、持続的な成長に向けた事業基盤のさらなる充実を図ってまいります。

個別の基本戦略の概要は、以下のとおりです。

① 国内事業の安定的な収益基盤の構築

当社の強みである機能性・軽量化・環境対応を主眼に、自動車製品関連・塗料関連の両事業において、新たな市場、新たな事業領域への展開を含めた販売力強化、高付加価値製品の拡充に努めるとともに、徹底した原価改善により、安定的かつ継続的な収益基盤を構築してまいります。

② デジタル技術の活用による業務効率化の推進

デジタル技術を活用することにより、各部門において業務効率化・合理化を推進し（D X推進）、生産性のさらなる向上を目指してまいります。

③ 「技術のニットク」のさらなる進化

ニットクらしさ・強みを生かした高機能・高付加価値製品の開発に加え、特に自動車製品関連事業においては、次世代自動車、モビリティ革命の進展を見据え、ニーズの変化・多様化に対応する将来技術の開発を推進してまいります。

④ グループ協力体制やサプライチェーンの強化

自動車メーカーのグローバル展開に対応し、技術提携先との連携を強化するとともに、国内外グループ各社の技術・営業・生産面での協力体制やサプライチェーン全体の強化・安定化を進め、強固な経営基盤を確立してまいります。

⑤ 持続的な成長に向けた事業基盤の充実

製造業の基本である安全・品質・環境への取組みに加え、コンプライアンス遵守意識の強化、人財（材）育成と働きやすい環境の醸成、C S RやS D G sといった社会課題への取組みを推進し、将来に向けた事業基盤の充実を図ってまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度 第112期	2018年度 第113期	2019年度 第114期	2020年度 (当連結会計年度) 第115期
売 上 高	57,260百万円	59,417百万円	57,191百万円	48,004百万円
経 常 利 益	5,881百万円	4,734百万円	4,303百万円	2,403百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,960百万円	2,795百万円	2,318百万円	1,301百万円
1株当たり当期純利益	179円12銭	126円74銭	105円34銭	59円27銭
総 資 産	76,655百万円	73,572百万円	72,067百万円	75,502百万円
純 資 産	43,674百万円	43,958百万円	45,062百万円	47,154百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第113期の期首から適用しており、第112期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況（2021年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニットクメンテ株式会社	100百万円	85.50%	建物改修工事の請負
日晃工業株式会社	487百万円	85.91%	自動車用防音材の製造
武漢日特固防音配件有限公司	89百万元	52.51%	自動車用防音材の製造
株式会社タカヒロ	100百万円	50.00%	自動車用防音材の製造
PT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM	18百万米ドル	46.00%	自動車用防音材の製造

当社の連結子会社は（上記重要な子会社を含め）10社であり、持分法適用会社は8社であります。

- ③ その他
技術提携の主要な相手先は、スイス国 Autoneum Holding AGであります。

(6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

- 塗料関連事業 建築・構築物用塗料、航空機塗料、窯業建材用、DIY用製品および各種防音材料（自動車用を除く）の製造販売、ならびに建物改修工事請負
- 自動車製品関連事業 自動車用防音材各種および防錆材、シーラントその他自動車塗料製品の製造販売、ならびに音響コンサルタント等

(7) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

- ① 当社
- 本社 東京都北区王子三丁目23番2号
- 開発本部 東京都北区豊島八丁目16番15号
- 工場および営業所
- 工場
- 平塚工場（神奈川県平塚市） 広島工場（広島県東広島市）
- 静岡工場（静岡県御前崎市） 東九州工場（福岡県行橋市）
- 愛知工場（愛知県知立市） 九州工場（佐賀県三養基郡みやき町）

営 業 所

塗料事業本部

東京営業所（東京都北区）
 神奈川営業所（神奈川県平塚市）
 中部営業所（愛知県知立市）
 大阪営業所（大阪府吹田市）
 中四国営業所（広島県東広島市）
 九州営業所（佐賀県三養基郡みやき町）
 工業開発部（東京都北区、愛知県知立市）
 DIY販売部（東京都足立区）

自動車製品事業本部

営業統括部（東京都北区）
 東日本第1営業所（神奈川県平塚市）
 東日本第2営業所（群馬県館林市）
 中日本営業所（愛知県知立市）
 西日本第1営業所（広島県東広島市）
 西日本第2営業所（福岡県行橋市）

② 子会社

ニットクメンテ株式会社（東京都北区）
 日晃工業株式会社（茨城県坂東市）
 武漢日特固防音配件有限公司（中国湖北省武漢市）
 株式会社タカヒロ（広島県東広島市）
 PT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM（インドネシア西ジャワ州カラワン）

(8) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
1,287（383）	+45（△91）

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、期間雇用、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いて記載しております。

(9) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	5,553百万円
株式会社三井住友銀行	2,495

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約(15億円)を締結しております。
- 当期末における貸出コミットメントに係る借入実行額はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,795,553株（自己株式1,815,647株を除く。）
- (3) 株主数 3,656名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
AUTONEUM HOLDING AG	31,151百株	14.29%
関西ペイント株式会社	14,677	6.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,331	4.74
株式会社三菱UFJ銀行	8,788	4.03
明治安田生命保険相互会社	7,560	3.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,483	3.43
株式会社中外	7,267	3.33
株式会社ヒロタニ	5,490	2.52
ニッタク親和会	5,011	2.30
株式会社三井住友銀行	4,001	1.84

(注) 当社は自己株式1,815,647株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における職務執行の対価として当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長 最高経営責任者(CEO)	野 島 雅 寛	UGN, Inc. 代表取締役会長 日特固（広州）防音配件有限公司董事長 天津日特固防音配件有限公司董事長 武漢日特固防音配件有限公司董事長
取締役副会長	酒 井 万 喜 夫	
代表取締役社長 最高執行責任者(COO) 最高財務責任者(CFO)	田 谷 純	業務本部長 日晃工業株式会社代表取締役会長 ニットク商工株式会社代表取締役社長 株式会社ニットク保険センター代表取締役社長 富士産業株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	遠 田 比 呂 志	自動車製品事業本部長 大和特殊工機株式会社代表取締役社長 株式会社ニットクシーケー代表取締役社長
取 締 役	山 口 久 弥	法務室長(兼)法令遵守室長
取 締 役	安 井 芳 彦	海外事業部長
取 締 役	土 井 義 彦	塗料事業本部東日本エリア営業統括 ニットクメンテ株式会社代表取締役社長
取 締 役	鈴 木 裕 史	塗料事業本部長
取 締 役	中 村 信	自動車製品事業本部生産（製造）統括 株式会社タカヒロ代表取締役社長 武漢日特固防音配件有限公司総経理 武漢日特固汽车零部件有限公司董事長
取 締 役	奈 良 道 博	弁護士 半蔵門総合法律事務所パートナー 王子ホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	矢 部 耕 三	弁護士、弁理士 ユアサハラ法律特許事務所パートナー イリノイ大学法科大学院非常勤教授 一般社団法人日本国際知的財産保護協会業務執行理事
常 勤 監 査 役	川 名 宏 一	
監 査 役	高 橋 善 樹	弁護士
監 査 役	松 藤 斉	公認会計士

- (注) 1. 取締役奈良道博氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役矢部耕三氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役高橋善樹氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役高橋善樹氏は、弁護士の資格を有しており、法務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役松藤斉氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役松藤斉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は執行役員制度を採用しております。2021年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	西 岡 寿 美	塗料事業本部西日本エリア営業統括 (兼)九州工場長
執行役員	南 雲 三 智 夫	自動車製品事業本部営業統括部長
執行役員	栗 原 洋 幸	自動車製品事業本部営業統括部部長 トヨタ営業統括
執行役員	福 富 雄 二	塗料事業本部部長 塗料事業本部統括(兼)製品管理グループ担当
執行役員	力 武 洋 介	業務本部財務部長(兼)総務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月21日開催の第113期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第100期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア) 当該方針の決定の方法

当社の取締役会は、指名・報酬諮問委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の見直しについて原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、取締役会において審議の上、当該方針を決議しております。

イ) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬に役員賞与を加えた構成とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績や従業員給与の水準、他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

特に役員賞与の額については、上記を踏まえた定性的評価を中心としながら、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績との連動性を十分に加味した上で決定し、毎年一定の時期に支給いたします。

なお、報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

ウ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会においても基本的にその答申を尊重し、個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査役の個人別の報酬等の額の決定方針に関する事項

当社の監査役の基本報酬は、月例の固定報酬に役員賞与を加えた構成とし、各監査役の報酬等の額は、監査役の協議によって決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しており、当事業年度においては、代表取締役会長野島雅寛および代表取締役社長田谷純の協議により、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

代表取締役は、各取締役の職務の内容および当社全体の業績を踏まえた各取締役の担当職務に係る成果を把握していることから、決定方針を踏まえた総合的な判断を行うのに適していることが権限を委任した理由であります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ており、報酬等の具体的内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2)	367百万円 (15)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	34 (11)
合 計 (うち社外役員)	14 (4)	402 (26)

(注) 当社の取締役および監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役	奈良道博	弁護士 半蔵門総合法律事務所パートナー 王子ホールディングス株式会社社外取締役
	矢部耕三	弁護士、弁理士 ユアサハラ法律特許事務所パートナー イリノイ大学法科大学院非常勤教授 一般社団法人日本国際知的財産保護協会業務執行理事
社外監査役	高橋善樹	弁護士
	松藤 斉	公認会計士

- (注) 1. 社外取締役奈良道博氏は、半蔵門総合法律事務所のパートナーであり、当社は同法律事務所
に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。なお、同氏個人と当社との間には、
特別の利害関係はありません。
2. その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	奈良道博	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席しました。上場企業の社外役員として培われた豊富な経験や弁護士としての専門的見地を踏まえ、経営全般に対する適切な監督、意見陳述を行っていたくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしていただきました。
	矢部耕三	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席しました。弁護士・弁理士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、経営全般に対する適切な監督、意見陳述を行っていたくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしていただきました。
社外監査役	高橋善樹	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を踏まえた経営全般に対する適切な助言・提言をいただきました。
	松藤 斉	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地を踏まえた経営全般に対する適切な助言・提言をいただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア) 当社は、コンプライアンスが企業の存続、発展に必要な不可欠であるとの認識のもと、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため「日本特殊塗料行動規範」および法令遵守規程を定める。
- イ) 取締役会は、原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令および定款に反する行為の未然防止に努める。
- ウ) 取締役は、他の取締役および使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、常務会および取締役会に報告し、その是正を図る。
- エ) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署として法令遵守室を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- オ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報体制を、法令遵守規程および内部通報規程に定め、その整備・運用を行う。
- カ) 監査役は、当社のコンプライアンス体制および内部通報体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ア) 取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程等に基づき、文書等の保存を10年間行う。保存は極力電子媒体に保存するとともに、検索性の高い状態で管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- イ) 情報の管理については、情報セキュリティや内部情報管理に関する諸規程、個人情報保護に関する基本方針を定めて、適正に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア) 当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。
- ・主力製品等の事業展開に係るリスク
 - ・財政状態、経営成績の変動に係るリスク
 - ・海外での事業活動に係るリスク
 - ・自然災害に係るリスク

- イ) リスク管理体制の基礎として、危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - ウ) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速かつ適切な対応により、事態の把握と損害の発生・拡大の防止に努める。また、事業継続に重大な影響を与える事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメントシステム（BCMS）の構築・運用により、事業への影響を最小限に止める体制を整える。
 - エ) 化学メーカーとして重要な課題である「環境」と「安全」については、そのリスクを専管する組織として、「環境管理委員会」「安全衛生管理委員会」「製品安全管理委員会」等を設け、担当部門が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面の監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - イ) 取締役会は、経営機構および各取締役の管掌業務を定め、各取締役は、取締役職能内規、職制規程等に基づき、それぞれの業務執行を行う。
 - ウ) 取締役会の経営監督機能をより強化し、経営効率の向上や機動的な意思決定を図るため執行役員を選任する。また、取締役が出席する常務会を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行う。さらに、執行役員を加えたメンバーでの経営企画会議を開催し、特に絞り込んだ重要なテーマについて議論を行う。
- ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア) 当社、およびその子会社・主要な関連会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するため、「日本特殊塗料行動規範」を基礎に、各社が取締役および使用人の行動指針となる行動規範や諸規程を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - イ) グループ会社の経営管理については、各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ会社の健全性および効率性の向上を図るため、関係会社管理規程を定める。
 - ウ) グループ会社における経営上の重要な事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。

- エ) 取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、常務会および取締役会に報告し、その是正を図る。
- オ) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役、監査役および使用人は、監査室または法令遵守室に速やかに報告するものとする。監査室および法令遵守室は、直ちに監査役に報告するとともに、意見を述べるることができるものとする。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。
- イ) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しない。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア) 取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- イ) 内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
- ウ) 代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図るものとする。
- エ) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- オ) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。
- カ) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ア) 当社は、法令および社会規範を遵守し、良識ある企業活動を行って社会に貢献することを目指す。

- イ) 当社は、反社会的勢力による不当な要求に一切応じず、毅然として対応し、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も行わない。また、その旨を行動規範に定め、役員および社員に周知徹底を図る。
- ウ) 反社会的勢力に関する相談・通報窓口を法令遵守室とし、事案の発生時には所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携し、速やかに対応できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行について

取締役会では、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、各取締役が相互に職務執行状況を監視・監督しております。なお、当社は社外取締役2名を選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

② 監査役の職務の執行について

監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換等を行い、適宜経営に対する助言や提言を行っております。また、監査役は、取締役会のほか常務会等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行について厳正な監査を行っております。

③ リスク管理体制について

危機管理委員会や「環境」と「安全」を専管する各種委員会等において、経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクの特定、把握、分析や対応策の検討等を行っております。また、事業継続マネジメントシステム（BCMS）の推進組織を整備し、事業継続の実効性を確保するための教育・訓練・演習等の各種施策を行っております。

④ 内部監査の実施について

内部監査部門である監査室は、作成した内部監査計画に基づき、各部門および子会社の業務監査等を行い、代表取締役および監査役に監査結果を報告しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,414	流 動 負 債	19,775
現金及び預金	6,535	支払手形及び買掛金	7,164
受取手形及び売掛金	11,093	電子記録債務	3,250
電子記録債権	3,102	短期借入金	5,608
商品及び製品	1,392	未払法人税等	238
仕掛品	417	役員賞与引当金	102
原材料及び貯蔵品	1,179	その他	3,411
未収還付法人税等	167	固 定 負 債	8,571
その他	1,529	長期借入金	3,667
貸倒引当金	△4	退職給付に係る負債	3,520
固 定 資 産	50,087	繰延税金負債	1,260
有 形 固 定 資 産	27,018	その他	124
建物及び構築物	8,855	負 債 合 計	28,347
機械装置及び運搬具	8,751	純 資 産 の 部	
土地	4,710	株 主 資 本	37,888
その他	4,701	資 本 金	4,753
無 形 固 定 資 産	1,244	資 本 剰 余 金	4,190
その他	1,244	利 益 剰 余 金	30,064
投 資 其 他 の 資 産	21,824	自 己 株 式	△1,119
投資有価証券	18,762	その他の包括利益累計額	4,677
長期貸付金	1,410	その他有価証券評価差額金	5,149
繰延税金資産	129	為替換算調整勘定	△636
その他	1,571	退職給付に係る調整累計額	165
貸倒引当金	△50	非 支 配 株 主 持 分	4,588
資 産 合 計	75,502	純 資 産 合 計	47,154
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	75,502

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(金額単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,004
売上原価		38,263
売上総利益		9,741
販売費及び一般管理費		8,882
営業利益		858
営業外収益		
受取利息及び配当金	288	
持分法による投資利益	923	
雇用調整助成金	140	
その他	298	1,651
営業外費用		
支払利息	72	
貸借契約解約損	12	
その他	21	106
経常利益		2,403
特別利益		
固定資産売却益	7	
受取保険金	3	
投資有価証券売却益	378	388
特別損失		
固定資産処分損	71	
投資有価証券売却損	0	71
税金等調整前当期純利益		2,720
法人税、住民税及び事業税		724
法人税等調整額		143
当期純利益		1,852
非支配株主に帰属する当期純利益		551
親会社株主に帰属する当期純利益		1,301

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	17,775	流 動 負 債	15,290
現金及び預金	3,006	支払手形	96
受取手形	923	電子記録債務	2,993
電子記録債権	3,083	買掛金	5,735
売掛金	6,615	短期借入金	3,711
商品及び製品	1,087	未払金	1,007
仕掛品	281	未払費用	987
原材料及び貯蔵品	868	未払法人税等	18
前払費用	48	預り金	321
未収還付法人税等	143	役員賞与引当金	101
その他	1,717	設備支払手形	309
貸倒引当金	△1	その他	7
固 定 資 産	36,570	固 定 負 債	7,380
有形固定資産	17,442	長期借入金	3,153
建築物	5,142	繰延税金負債	596
構築物	364	退職給付引当金	3,557
機械装置	4,755	長期未払金	72
車両運搬具	91	負 債 合 計	22,670
工具器具備品	2,050	純 資 産 の 部	
土地	3,602	株 主 資 本	26,578
建設仮勘定	1,435	資本金	4,753
無形固定資産	248	資本剰余金	4,358
ソフトウェア	187	資本準備金	4,258
その他	61	その他資本剰余金	99
投資その他の資産	18,879	利 益 剰 余 金	18,557
投資有価証券	9,966	その他利益剰余金	18,557
関係会社株式	3,502	別途積立金	6,625
関係会社出資金	1,700	繰越利益剰余金	11,932
長期貸付金	3,597	自 己 株 式	△1,090
破産債権等	2	評価・換算差額等	5,096
長期前払費用	25	その他有価証券評価差額金	5,096
その他	133	純 資 産 合 計	31,674
貸倒引当金	△50	負 債 及 び 純 資 産 合 計	54,345
資 産 合 計	54,345		

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(金額単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		36,832
売 上 原 価		29,791
売 上 総 利 益		7,041
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,656
営 業 損 失		614
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,653	
そ の 他	347	2,001
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	12	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4	
そ の 他	7	57
経 常 利 益		1,329
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7	
受 取 保 険 金	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	378	388
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	73	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	73
税 引 前 当 期 純 利 益		1,643
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		160
法 人 税 等 調 整 額		114
当 期 純 利 益		1,369

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

日本特殊塗料株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 月本 洋一 ⑩指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 強 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本特殊塗料株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本特殊塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

日本特殊塗料株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 月 本 洋 一 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 強 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本特殊塗料株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

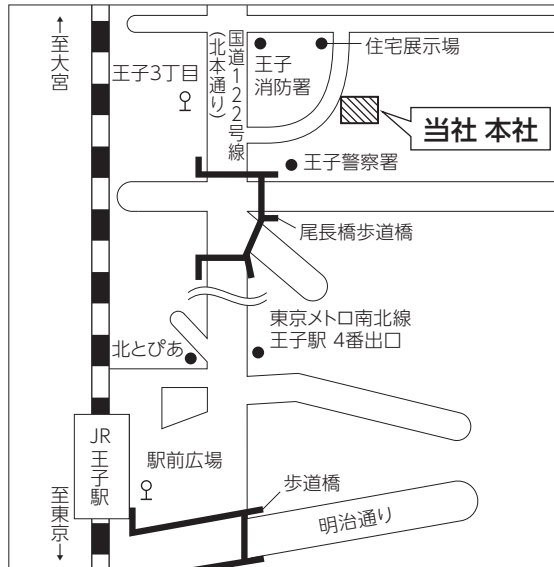
日本特殊塗料株式会社 監査役会
 常勤監査役 川 名 宏 一 ㊞
 社外監査役 高 橋 善 樹 ㊞
 社外監査役 松 藤 齊 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場／東京都北区王子三丁目23番2号
当社本社会議室

※会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



- JR京浜東北線 王子駅 北口より 徒歩約15分
- 東京メトロ南北線 王子駅 4番出口より 徒歩約15分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

【新型コロナウイルス感染症予防について】

- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場において、感染予防措置を講じる場合がありますのでご協力のほどお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。